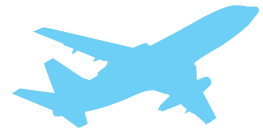




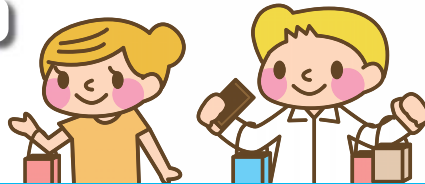
Japan.
Tax-free
Shop

世界を呼び込め!
外国人旅行者を
ショッピングでおもてなし

観光庁
Japan Tourism Agency



日本の免税店制度が 変わります



改正の
ポイント

平成26年10月1日より、免税対象品目を全品目に拡大

新たに対象となる品目を免税で販売するには、国が定める方法による包装など一定の要件を満たす必要があります。包装方法等については、平成26年3月中に決定する予定ですので、改めてお知らせします。

現行の対象物品

- 家電
- バッグ
- 衣料品等



全ての物品
に拡大

改正後の対象物品



- 食料品
- 化粧品等の消耗品
- 飲料品
- 医薬品



質問 コーナー

免税店制度が変わるとどうなるの??



地酒やお菓子など、地域の特産品も免税対象となるから、地方での免税店の拡大による地域経済の活性化が期待できるんだ!

免税店制度って何??

～現在の免税店制度について～

- 免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して特定の物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。
- ただし、購入額の合計額が1万円超のものに限られます。また、事業用又は販売用として購入されることが明らかなものについては免税の対象になりません。
- 免税店を開設しようとする事業者は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要です。

※「免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出物品販売場」のこと。また、税制改正に関する記述は、「平成26年度税制改正の大綱」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき記載。



訪日外国人旅行者数の増加

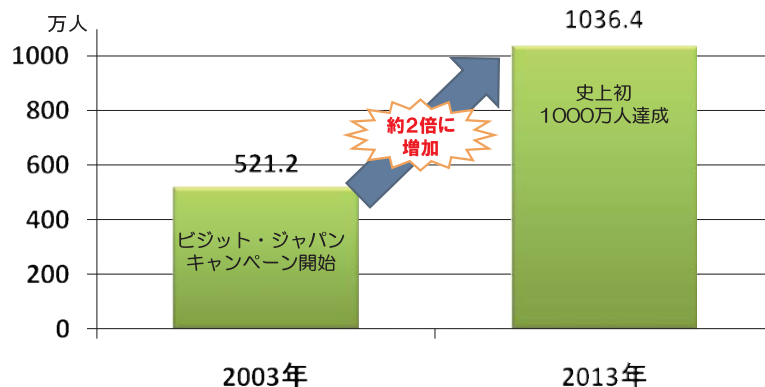
● 史上初の訪日外国人旅行者数1000万人達成

訪日外国人旅行者は、ビジット・ジャパン・キャンペーン開始時の10年前と比較すると昨年は約2倍に増加しています。さらに、昨年は年間の訪日外国人旅行者数1000万人を達成しました。

● 2000万人の高みを目指した取組の強化

2020年にはオリンピック・パラリンピックの開催国にも決定し、今後、さらに訪日外国人旅行者数の増加が予想されます。政府では、訪日プロモーションや外国人旅行者にとって快適な滞在環境の整備等に取り組んでいます。

訪日外国人旅行者数の推移



出典：日本政府観光局(JNTO) 注) 2012年以前の値は確定値、2013年の値は推計値

免税店シンボルマーク

● 免税店のブランド化・認知度向上のための、免税店シンボルマークを創設しました!

【免税店シンボルマークの申請方法】

- 免税店シンボルマークを使用するには、観光庁への申請が必要です。
- 免税店を経営する事業者の方は、観光庁HP (https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000098.html) より申請してください。ご不明の点は、お近くの相談窓口までご相談ください。



各地方運輸局への相談窓口の設置について

● 免税店シンボルマークに関する問い合わせを受け付けます。

なお、平成26年10月1日(予定)から始まる新しい免税店制度の詳細は、平成26年3月中に決定する予定ですので、それを踏まえ、免税店制度に関する各種問い合わせの受付を開始します。それまでの間は、観光庁までお問い合わせ下さい。

相談窓口

ブロック	担当課	連絡先(電話番号)
観光庁	国際観光課	03-5253-8324
北海道運輸局	観光地域振興課	011-290-2722
東北運輸局	国際観光課	022-791-7510
関東運輸局	国際観光課	045-211-7273
北陸信越運輸局	観光地域振興課	025-285-9181
中部運輸局	観光地域振興課	052-952-8009
近畿運輸局	観光地域振興課	06-6949-6411
中国運輸局	国際観光課	082-228-8702
四国運輸局	観光地域振興課	087-835-6357
九州運輸局	観光地域振興課	092-472-2920
沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

